

<2026年度>  
第27回福島県市町村対抗ゴルフ大会 競技規定

主催：福島県ゴルフ連盟  
〒960-8032 福島県福島市陣場町 9-36 三角ビル 2F  
TEL：024-528-8633 ・ FAX：024-531-5670

共催：福島民友新聞社  
後援：福島県 ・ (公財) 福島県スポーツ協会

開催日：2026年8月7日(金)  
開催場所：会津磐梯カントリークラブ  
〒969-3451 会津若松市河東町八田字大野原 62  
TEL：0242-94-2011 ・ FAX：0242-94-2401

1. ゴルフ規則：日本ゴルフ協会ゴルフ規則及び本競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定：競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. プレーの条件：18ホール・ストロークプレー（セルフプレー）
4. チームの編成：1チーム3名編成とする。
5. 順位の決定：チーム3名の合計スコアが少ないチームを上位とする。  
従って、1名でも失格者が出た場合は、チームも失格となる。(但し、個人賞は対象)  
なお、スコア合計がタイの場合は、チームのベストスコアの良い方を上位とする。  
以下この順に従い、次位のスコアを比較して順位を決定する。  
更に決定できない場合は、チーム最高齢者の比較で高齢者上位とする。  
個人のタイは、全てマッチング・スコアカード方式により順位を決定する。  
(注) 荒天時の場合の競技成立及び順位の決定は、競技委員会が定める。
6. クラブと球：  
適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型 G-1 を適用する。  
プレーヤーがストロークを行うために使うドライバーは R&A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに記載されているクラブヘッド（モデルとロフトで識別される）を持つものでなければならない。  
このリストは定期的に更新され RandA.org で閲覧できる。  
例外-1999年より前に製造されたクラブヘッドを持つドライバーはこのローカルルールから免除される。  
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格  
：溝とパンチマークの仕様：ローカルルールひな型 G-2 を適用する。  
ストロークを行うとき、プレーヤーは2010年1月1日に施行された用具規則の溝とパンチマークの仕様に適合するクラブを使わなければならない。  
現行のゴルフ規則への適合性がテストされたフェアウェイウッド、ハイブリッド、アイアン、ウェッジの用具データベースは RandA.org で閲覧できる。  
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格  
：適合球リスト：ローカルルールひな型 G-3 を適用する。  
ストロークを行うときに使用する球は、R&A が発行する最新の適合球リストに掲載されているものでなければならない。このリストは定期的に更新され RandA.org で閲覧できる。  
このローカルルールに違反して最新のリストに掲載されていない球でストロークを行ったことに対する罰：失格
7. キャディー：正規のラウンド中、プレーヤーのキャディー使用は禁止する。  
このローカルルールの違反の罰：「ローカルルールひな型 H-1.1」を適用する。
8. 競技終了時点：競技委員長が成績表を確認し、福島県ゴルフ連盟ホームページに成績が表示された時点をもって終了したものとみなす。

9. 参加資格 : 参加選手は福島県内の市町村居住者とし、福島県ゴルフ連盟加盟クラブの会員・県連盟体協部会登録会員・福島県内在住のJGAプレミアム会員に限る。
- (注) 競技委員会は競技中を含め、何時でも出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。なお、競技委員会は、プレーヤーが次の何れかの一に該当する場合、出場に相応しくないプレーヤーと判断する。
- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき
  - ② 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったことのある者であることが判明したとき
10. 参加申込みの要領
- (1) チーム編成数 : 市町村の人口割によるチーム編成とする。(人口基準日：開催年4月1日現在)
- |               |      |
|---------------|------|
| ・ 2万人未満       | 1チーム |
| ・ 2万人～5万人未満   | 2チーム |
| ・ 5万人～10万人未満  | 3チーム |
| ・ 10万人～30万人未満 | 4チーム |
| ・ 30万人以上      | 5チーム |
- (2) 選手の変更 : 競技当日までに選手の変更が生じた場合は、競技当日の午前6時40分までに、書面で必ず登録しなければならない。但し、組合せのスタート順序の変更は認めない。
- (3) 参加申込み : 参加申込みは、市町村体育協会(教育委員会)に備え付けた所定の申込書による。
- ・ 加盟クラブ会員参加チーム  
加盟クラブに参加料を添えて申込むこと。  
申込みを受けた所属クラブは、東北ゴルフ連盟ホームページから申込むこと。  
アドレス : <http://www.tga.gr.jp>
  - ・ 加盟クラブ会員以外の参加チーム  
所定の申込書により、直接、福島県ゴルフ連盟に申し込むこと。  
FAX : 024(531)5670
- (4) 申込開始日 : 2026年6月18日(木)午前10時から申込を受け付ける。
- (5) 申込締切日 : 2026年7月2日(木)午後5時必着  
\*締切り後の申込みは、理由の如何を問わず受け付けない。
- (6) 参加料 : 1チーム 12,000円
- (注) ・プレー代は参加者各自負担とする。  
・参加料は申込締切日までに指定口座に振込むこと。  
振込先：東邦銀行南福島支店  
普通口座 No. 487189 福島県ゴルフ連盟体協部会  
\*申込締切前に出場を辞退した場合、参加料は返金するが、申込締切後の出場辞退は参加料を返金しない。
11. 表彰 : 団体賞・第1位～第3位まで  
個人賞・第1位～第3位まで
12. 代表者会議 : 原則、開催しない。(開催時は県ゴルフ連盟HP掲載により示達する。)
13. 指定練習日 : 7月27日(月)・7月31日(金)・8月6日(木)の3日間に限り会員並扱いとする。  
(予め開催クラブに予約すること)
14. 個人情報に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、福島県ゴルフ連盟が取得する参加申込者の個人情報を次の目的の範囲内で他に提供(公表)することについて、予め同意することを要する。
- (1) 当該競技(以下「市町村対抗」と称する)の参加資格の審査
  - (2) 市町村対抗の開催及び運営に関する業務
- これには、①参加者に対する競技関係書類の発送、②市町村対抗の開催に際し、市町村対抗関係者(報道関係者を含む)に対する参加者の氏名、生年月日、プロ・

アマの別、所属（所属クラブ、学生の場合、学校名及び学年）その他選手紹介情報並びに市町村対抗の競技結果の公表を含む。

- (3) この申込による参加者の個人情報とその市町村対抗に於ける競技結果の記録の保存、並びに市町村対抗終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)②記載の公表事項の適宜の方法による公表
- (4) 各種感染症拡大防止に関連し、所轄保健所及び医療機関等への住所、氏名、電話番号等の公表

- 15. 肖像権に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、本市町村対抗競技（競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む）に関して、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは福島県ゴルフ連盟の目的に反しない範囲で利用するために、写真・テレビ・映画・ラジオ・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物（適正範囲の編集に限る）にかかる競技者の肖像権（収録物等にかかる競技者の氏名・肖像を展示・通信・放送・上映により一般に公開し、あるいは貸与し、頒布するなどして他に提供する権利）を福島県ゴルフ連盟に譲渡することを、予め承諾することを要する。
- 16. 服装規定など : プレーヤーは参加にあたり、主催者や開催コースより、服装規定やその他遵守すべき規定の通知があった場合はそれに従うこと。  
グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
- 付記 : 無断欠場による競技失格の罰を科せられた者については、その事情を考慮した上で、最大で翌年12月末までの当連盟主催競技の出場停止処分を科すことがある。

福島県ゴルフ連盟 競技委員会